

デジタル経済化の進展と 政策要望

2022年2月



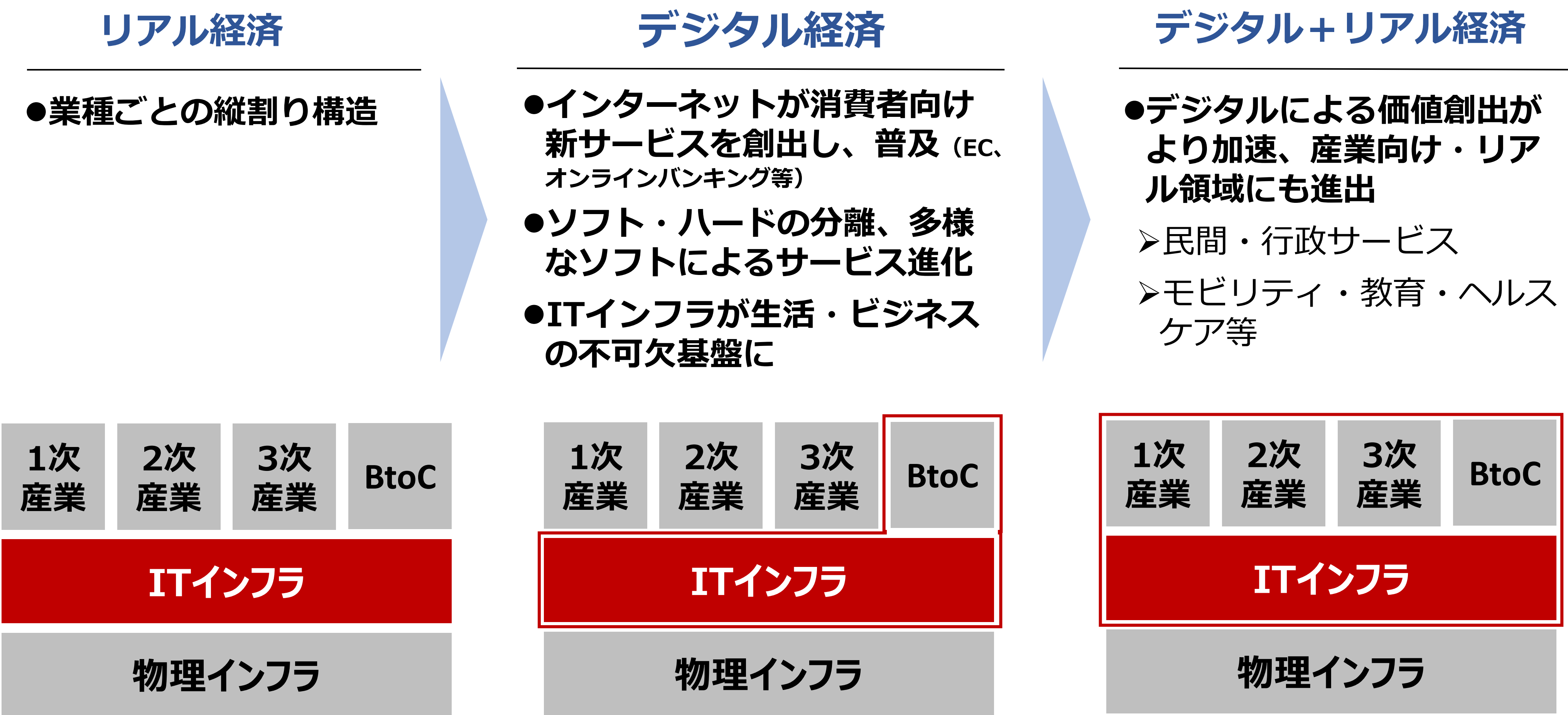
1. 基本的な考え方

2. 具体的政策要望

3. ブロックチェーンに関する提言のポイント

産業構造の変化と論点

- デジタル経済化であらゆる産業が大きく変革・横割り構造化、ITインフラが不可欠基盤に
 - デジタル化により、国の垣根を超えたサービスの広がり等、越境経済化が進展
- ▶ 海外DPF等との競争は、今後、リアル領域を含め産業のあらゆる分野へ。個人の行動や企業立地の判断にも影響を与える国の制度（規制・税制）も国家間競争の時代に



【参考】 デジタル市場の現状 (新経済連盟「デジタル経済下のシン・成長戦略」 (2021.10.11) より)

1-2. デジタル市場の現状① -各種サービス-

	市場規模	外国勢のシェア推移	市場規模と外国勢シェア動向
アプリストア ※音楽・動画配信サービスやゲーム などを含む	約2.0兆円 (2020年)	ほぼ100%⇒ ほぼ100% (2017年) (2020年)	手数料30%がストア側へ、外国勢独占
音楽定額制 配信サービス	約800億円 (2020年)	75%～ ⇒ 75%～ (2017年) (2020年)	外国勢シェア高止まり
動画定額制 配信サービス	約3,200億円 (2020年)	20%～ ⇒ 40%～ (2018年) (2020年)	約 2 倍 (2018⇒2020年)
アプリゲーム	約1.2兆円 (2020年)	20% ⇒ 35% (2018年) (2020年)	約 2 倍 (2018⇒2020年)
インターネット広告	約1.8兆円 (2020年)	50～70%⇒ 50～70% (2018年) (2020年)	市場規模は続伸 外国勢シェア高止まり
EC	約4.5兆円 (2019年)	25% ⇒ 30% (2016年) (2019年)	市場規模は続伸

1-2. デジタル市場の現状② -基盤・リアル領域-

		市場規模	外国勢のシェア	シェア推移や見通しなど
基盤	スマホOS	約3,000万台 (2020年) ※スマホの国内出荷台数	ほぼ100% (2020年)	iOSとAndroidではほぼ100%。なおHuaweiはスマホOSをアンドロイドから独自OSに移行予定
	PCのOS	約1,700万台 (2020年) ※PCの国内出荷台数	ほぼ100% (2020年)	Chrome OSのシェアが伸びる見込み
	クラウド	約2.9兆円 (2020年)	80%~ (2020年)	AWS、Azure、GCPの利用拡大が進み、2025年には、国内市場規模約6.7兆円の見込み
リアル領域	教育 ※GIGAスクール 向け端末	約750万台 (2021年)	55%~ (2021年) ※端末メーカーベース	OSベースでは、「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」(文科省)で、Microsoft, Google, Apple提供の3種のOSのみ(100%外国勢)
	ウェアラブル (スマートウォッチ)	約200万台 (2019年) ※国内出荷台数	90%~ (2019年) ※端末メーカーベース	2025年には、スマートウォッチ(腕時計・リストバンド型)の出荷台数は400万台を超える見込み
	スマート スピーカー	約400万世帯 (2019年) ※保有世帯数	85%~ (2021年4月時点) ※音声認識エンジンベース	2025年には、保有世帯数が約2000万世帯まで上昇見込み。SONY等の国内メーカーもあるが、Google, Amazonの音声認識エンジンを使用

国家間競争が進展する中での基本的な考え方

**日本経済の持続的な成長に向け
民でできることは民に**

民間によるイノベーションの発揮を引き出し、
スタートアップ・成長企業をエンパワー

**社会的課題の解決のためにも
民の力を最大限活用**

民間等による『将来への投資※』の強化を自発的に
引き出すことや、ビジネスの成果を社会還元するベン
チャーフィランソロピーにより、適正な『分配』を実現

※ 研究開発投資、オープンイノベーション投資、教育等人的資本投資、
社会的インパクト投資など

規制改革・税制改革などの徹底的な改革が必要

社会全体の意識変革も必要

(デジタル化は、コストカットより、高付加価値化に向けたイノベーションに向けて行われるべき)

Innovate Japan

規制改革・税制改革を進めるに当たっては、各国の優れた点から学ぶ視点が重要



金融（フィンテック）
例：ロンドン

- ◀
- ・金融のDX化（アナログ原則撤廃）
 - ・上場制度改革・SPAC解禁 等



知的財産（IP）
例：シリコンバレー

高付加価値なサービスを創出
民でできることは民に



資源（観光・エンタメ）
例：パリ、ラスベガス

- ▲
- ・個人所得税(住民税含む)引下げ（最高税率40%）
 - ・相続税引下げ
 - ・法人税引下げ(20%程度)
 - ・オープンイノベーション、スタートアップへのリスクマネー供給等による支援 等
 - ・ストックオプションの柔軟化



製造・人
例：東京（日本）

- ▲
- ・ダイバーシティ、移民政策(移民基本法の制定)、英語教育、9月入学により「人」の底上げ
 - ・出国税引下げ
 - ・グリーンエネルギー、発送電分離、エネルギーコスト低下と 温暖化防止の両立により「製造」の底上げ

- ▲
- ・ワクチン接種証明等の活用
 - ・旅行需要の平準化 等

Innovation = 新結合の5つのパターン

Joseph Alois Schumpeter

- ① 新しい財貨の生産
- ② 新しい生産方法の開発
- ③ 新しい販路（市場）の開発
- ④ 原料や半製品に関する新しい供給源の獲得
- ⑤ 新しい組織の実現



“An entrepreneur is a person who is willing and able to convert a new idea or invention into a successful innovation.”

1. 基本的な考え方
- 2. 具体的政策要望**
3. ブロックチェーンに関する提言のポイント

国家間競争の時代に必要なデジタルによる日本国のトランスフォーメーションに向けた打ち手

デジタル人材の確保 (p.11-15)

不足する国内デジタル人材の育成とともに、既存の外国デジタル人材（移民）の活用

- 『移民基本法』の制定による移民政策の位置付けの明確化
- 重症化リスク等に関するエビデンス、ワクチン接種実績、飲み薬の確保状況等を踏まえた海外往来の早期再開

ゼロキャッシュを起点とした全産業のDX (p.16)

全産業のDXへの波及を狙い、2030年までの『ゼロキャッシュ』の実現

- 現金決済には毎年莫大なコストが発生しているとともに、トラッキングも困難
- 全ての産業の「血液」をデジタル化することは、産業自体のDXへと波及

スタートアップの徹底支援 (p.17-18)

制度改革・税制見直し等による『7つの壁※』の解決と、支援策の面的な集中投下

- スtockオプションについて、税制適格(10年の期間に限定)の緩和等の柔軟化
- ※ 7つの壁：①起業自体 ②人材調達 ③資金調達 ④開業コスト ⑤企業運営コスト ⑥既存法令 ⑦社会実装の場

デジタルフレンドリーな規制改革 (p.19-22)

デジタル化のための一括制度改革の実施と、デジタル化に逆行する制度整備の抑止

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(21.12.24閣議決定)に盛り込まれた一括制度改革の着実な実施
- 個人情報保護に関する新たな二重行政の創設(総務省が検討中の電気通信事業法の改正)は、デジタル化に逆行

民をエンパワーする税制改革 (p.23)

産業構造の転換や新しい働き方を踏まえたゼロベースでの税制の見直し

- 金融所得増税ではなく、懲罰的な累進課税の是正(個人所得税(住民税を含む)の引下げ：最高税率40%)
- 民による社会的課題の解決を促進する税制(ex. 企業によるデジタル等教育投資)の導入

産業基盤の公正競争環境確保 (p.24)

OS・アプリストアの強固な寡占への対応

- デジタル経済においてOS等は一次・二次・三次全ての産業の基盤に
- イノベーション阻害となり得る「優越的地位の濫用」ではなく、「私的独占」等の適用による構造的課題への対応

デジタル経済下の経済安全保障

インテリジェンスを活用したリスク評価に基づき、ターゲットを絞った対応

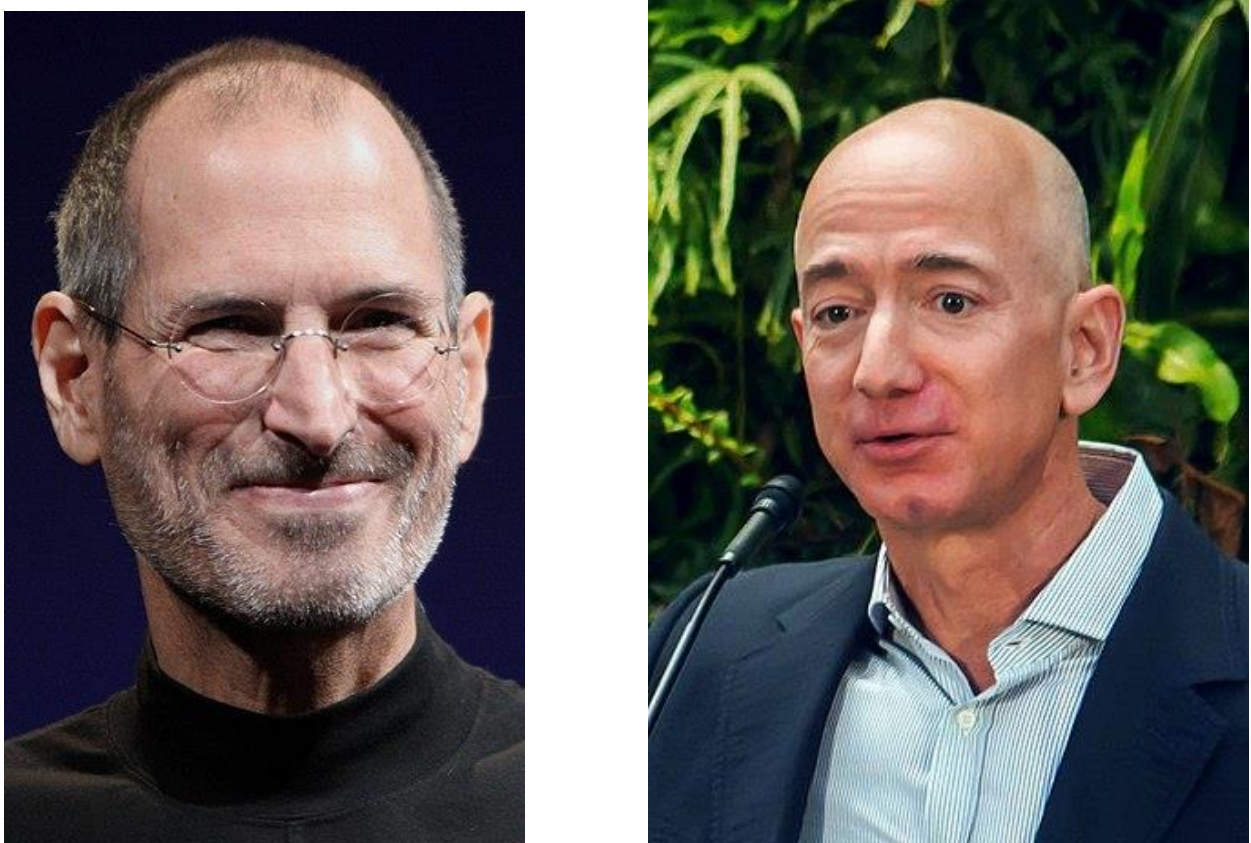
- 国際競争力の源泉となるイノベーション環境を損なわないことは前提
- 「経済安全保障」に名を借りた無関係な政策(ex. 総務省が検討中の電気通信事業法の改正)を廃した実効性ある対応

【参考】 移民政策の意義

-イノベーションの源泉①-

- アップルを筆頭に、総収入上位30社（フォーチュン500, 2017年）のうち、15社が移民1世・2世によって設立されている。

Rank	Company Name	Foreign Status	Relevant Founder	Country of Origin
3	Apple	Child	Steve Jobs	Syria
9	AT&T	Immigrant	Alexander Graham Bell	Scotland
10	Ford Motor	Child	Henry Ford	Ireland
11	AmerisourceBergen	Immigrant	Lucien Brunswig	France
12	Amazon.com	Child	Jeff Bezos	Cuba
13	General Electric	Immigrant	Elihu Thomson, Thomas Edison (child)	England, Canada
14	Verizon Communications	Immigrant	Alexander Graham Bell	Scotland
16	Costco Wholesale	Child	Jeffrey Brotman	Canada
17	Walgreens Boots Alliance	Child	Charles R. Walgreen	Sweden
18	Kroger	Child	Bernard Kroger	Germany
21	JPMorgan Chase & Co.	Child	Anthony Drexel	Czech Republic
23	Home Depot	Child	Bernie Marcus	Russia
24	Boeing	Child	William E. Boeing	Germany, Austria
26	Bank of America Corp.	Child	Amadeo Giannini	Italy
27	Alphabet	Immigrant	Sergey Brin	Russia

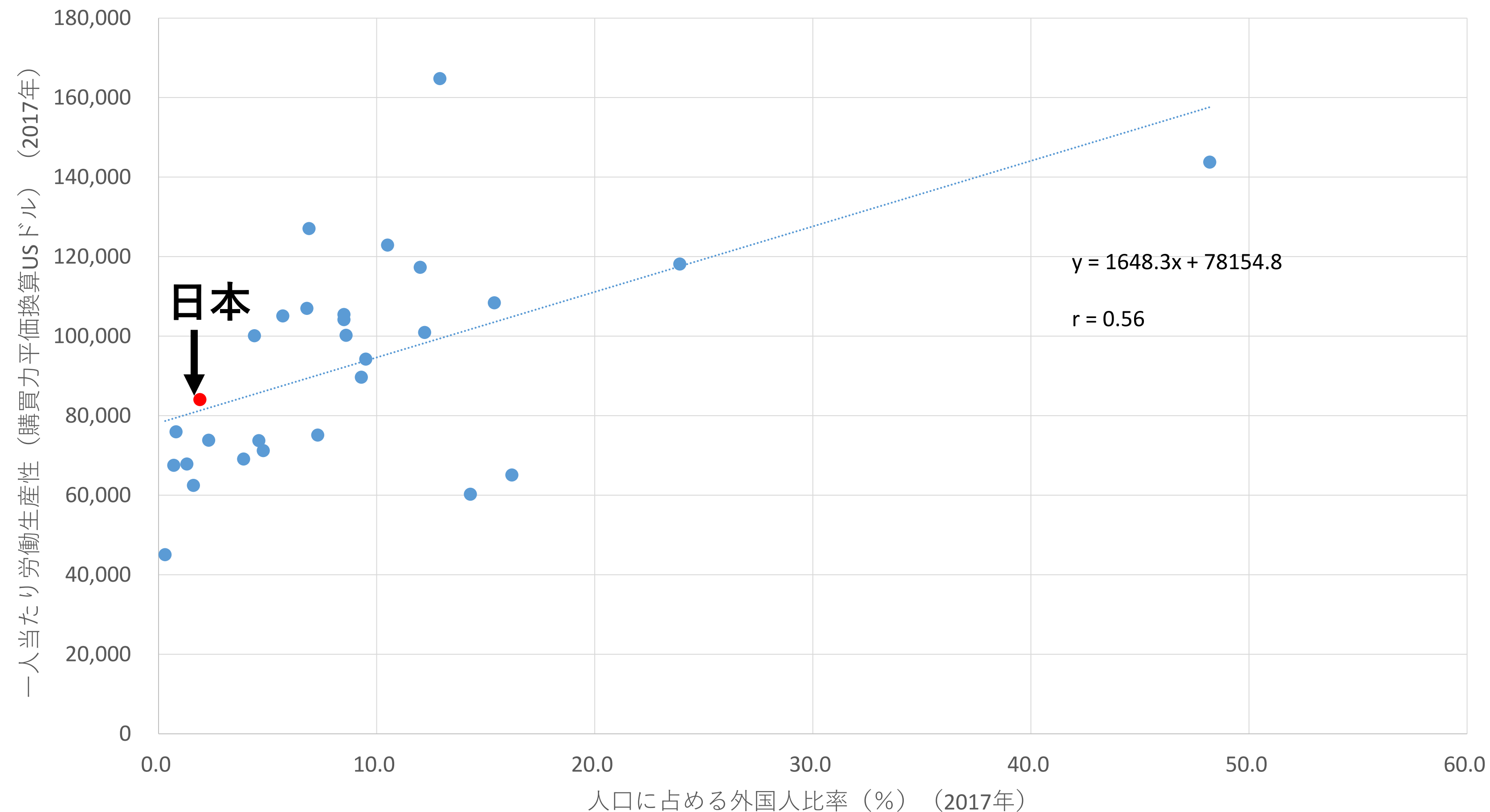


※網掛けは設立 2 5 年以内の企業(2017年時点)

（出典）Immigrant Founders of the 2017 Fortune 500

OECD各国の間では、外国人比率が高い国ほど1人当たり労働生産性が高いとの相関関係

OECD各国の外国人比率と一人当たり労働生産性の関係



（出典）
1． OECD International Migration Outlook 2018
（ https://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/international-migration-outlook_1999124x ）
2． 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2018」
（ https://www.jpc-net.jp/intl_comparison/intl_comparison_2018_press.pdf ）

（注）人口に占める外国人比率のうち一部の国（アイルランド、フランス、韓国、トルコ、リトアニア）は、2016年のデータ

【参考】『デジタル人材』供給の国際比較（民間調査）

供給数は、**インド、中国が圧倒的**。日本は、**周辺アジアの国を下回りかつ減少**。

大学の年間卒業数	世界92か国全体	日 本	トップ3の国	
I T 分野 専攻	151.2万人	3.4万人 世界9位 前年比▲1.4%	①インド	55.0万人
			②米国	14.8万人
			③ロシア	9.3万人
S T E M 関連分野専攻	237.8万人	3.0万人 世界13位 前年比▲1.1%	①インド	113.7万人
			②米国	28.1万人
			③英国	10.2万人

<参考> **中国**は上記92か国に入っていない※が参考値を以下に示す
エンジニア専攻のみで118.0万人、サイエンス専攻のみで25.6万人

※中国はapple to appleの数字がなかったため、上記92か国には入っていない

【参考】 デジタル人材獲得競争：高すぎる日本の税金

諸外国と比べ、日本は個人所得課税率が高い上、平均年収もデジタル先進国である米国・シンガポール等よりも劣っている状況。

各国の年収・個人所得課税 比較

	日本	シンガポール	インド	米国	英国	ロシア
平均年収 (Software Engineer)	42,464 USドル	51,929 USドル	7,890 USドル	83,389 USドル	44,680 USドル	16,650 USドル
個人所得 課税 (最高税率)	55% (累進課税、 地方税等含む)	22% (累進課税)	30% (超過累進課税、 高額所得者は最大 37%の追加課徴金)	49.7% (累進課税、 地方税等含む)	45% (超過累進課税)	15% (累進課税)
課税所得の 範囲 (居住者)	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税あり	国内源泉所得課税 キャピタルゲイン に課税なし	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税なし	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税あり	国内源泉所得課税 キャピタルゲイン に課税あり (非課税枠あり)	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税あり

(出典) ジェトロ HP 各国税制、財務省HP、ヒューマンリソシア株式会社「92カ国をデータでみるITエンジニアレポートvol.2」をもとに作成
(参照データは2021年12月29日時点)。

海外往来の早期再開

外国人の新規入国停止により、経済回復過程で人手不足が強く懸念
日本が排他的な国との認識が広がれば、中長期的にイノベーションの阻害要因にも

オミクロン株についても重症化リスクや潜伏期間の短さ等に関するエビデンスが出て来つつあり、感染状況に留意しつつも、ワクチン接種実績、飲み薬の確保状況等を踏まえ、可能な限り早期に海外往来を再開すべき

現 状

- ✓ ビジネス上必要な人材等の出入国スキーム（ビジネス・トラック・レジデンス・トラック）は、昨年1月以降、停止状態が継続
- ✓ ビジネスのほか、留学、家族滞在等の在留資格による新規入国も同様に停止状態が継続（注）
- ✓ 帰国者を含めすべての入国者は10日間の自己隔離。一部の国に滞在歴のある者は一定期間の指定ホテル待機

在留資格認定がなされている外国人であっても入国できない状況が長期間継続していること、国内居住者の海外出張もままならないこと等により、ビジネス上の支障が拡大

（注）昨年11月5日には一時的にビジネス関係者・留学・技能実習生等の新規入国再開が発表されたものの、その後、オミクロン株対応のため、同30日から全ての国からの新規入国が停止となった。

要 望 事 項

- ✓ オミクロン株も含めた重症化リスク等に関するエビデンス、ブースターを含めたワクチン接種実績、飲み薬の確保状況等も踏まえ、早期に新規入国を再開
- ✓ ワクチン接種者の自己隔離・指定ホテル待機期間を撤廃（海外での接種実績も国内接種実績と同様に扱う）

ゼロキャッシュを起点とした全産業のDX

近い将来、世界はゼロキャッシュの時代に入ります 日本は、どうすべきか

- 現金決済は、毎年莫大なコストが発生

日本の現金決済インフラ維持費用
1.6兆円超／年

- ・キャッシュレス決済導入事業者
- ・現金決済の事業者
- ・キャッシュレス決済利用消費者
- ・現金利用消費者

全員が負担

- 現金決済は、トラッキングが困難

ゼロキャッシュ
政策

2030年までに
「ALLキャッシュレス」へ

- 低コストで正確な決済
- 消費のさらなる促進
国内消費&インバウンド消費
- トラッキングできるデータに基づく行政
運営の効率化・フェアな課税やプッシュ型公的支援
- 地下経済の縮小

- ✓ キャッシュレス決済に対する優遇税制
- ✓ マイナンバーと銀行口座/クレジットカード番号の紐づけ検討
- ✓ 『ゼロキャッシュ・ガバメント』
歳入面(納税手続や公金収納)と歳出面(契約支払等)のデジタル化・キャッシュレス化

ゼロキャッシュ政策のKPI

2030年

キャッシュレス決済比率

26.8% (2019年)

オンライン送金等も併せて
100%

現金流通高対GDP比率

21.1% (2018年)

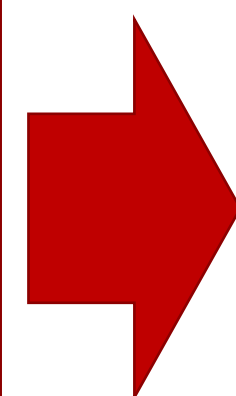
0%

【K P I】

項 目	現状値	目標値
企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)の数	4社 (2021年3月1日現在) ※米国274社、中国123社、欧州67社	日本版シリコンバレー都市を基盤にして 100社
開業率	4.2% (2019年)	米国・英国レベル (10%台)
企業年齢2年以内の企業割合	13.9% (2014年) ※米国20.5%、英国22.4%、フランス22.8%	20%台

【基本コンセプト】

『強力な司令塔』のもとに、
①『7つの壁』の解決
②支援策の『面的』な集中投下
(スタートアップ・エコシステム拠点都市、スーパーシティ、J-Startupの地方でのプログラム等)



スタートアップ育成拠点
(日本版『シリコンバレー』)
を国内に複数形成



日本全体を
『イノベーション・ハブ』
に

スタートアップの徹底支援② 具体的打ち手

課題 7つの壁

①『起業』それ自体の壁(起業しようとする人を応援する環境が少ない)

②人材調達の壁

③資金調達面での壁

④開業コストの壁

⑤企業運営コストの壁

⑥事業化に当たっての既存法令の壁

⑦社会実装の場が不在という壁

具体的打ち手

連帯保証廃止、失敗を認める文化、アントレプレナーシップ教育、新卒一括採用や終身雇用の見直し

株式報酬制度の見直し・種類株の活用、兼業・副業の推進、雇用拡大促進優遇税制、オープンイノベーション促進優遇税制、移民政策、STEAM強化の高等教育改革

ストックオプション税制適格緩和、SPACの検討、未上場株式市場整備(株式投資型クラウドファンディング拡充、私募制度拡充、ミニIPOの創設、流通市場整備等)、IPO価格設定プロセスの見直し、上場基準・上場廃止基準の運用の適正化(赤字や債務超過の評価のあり方)、ベンチャーデット拡充、投資促進優遇税制、社会的インパクト投資拡大 等

会社設立手続き(設立登記、公証人の定款認証等) の手間とコストの削減

登記事項・種類株変更手続、会社分割手続の負担軽減、株式買取条項の見直し、アナログ原則撤廃などデジタル規制改革、上場審査手続きのデジタル化・合理化、裁量労働制の適用拡大

相談窓口の一元化と規制改革の実施

公共調達改革、SBIR制度改革、オープンデータ推進、LGWANによる分断問題解消、実験場の用意

デジタルフレンドリーな規制改革／アナログ原則の撤廃

- 政府デジタル臨調でも「デジタル原則」に沿ったアナログ原則の撤廃に向けて議論
- 新経連としては、これまでも**アナログ10原則の撤廃**を掲げており、**着実に実施**されることを期待

（アナログ10原則）

①対面・面前原則	⑥出頭原則
②書面での作成・備置・提出・交付・通知の原則	⑦現場・店頭での専門家の常駐／配置要請の原則
③押印原則	⑧人手による目視での調査・点検・検査の原則
④行政機関における印紙による支払原則	⑨原本原則
⑤様式原則	⑩現金原則

- さらに、ブロックチェーン等の**最先端技術の活用**に当たって支障とならず、**イノベーションを促進**する「**デジタルフレンドリー**」な制度が必要。例えば以下の制度を整備等すべき

（整備等対象の制度例） ※詳細はp.25以降参照

- ✓ 有価証券のデジタル化への完全適応に向けた包括的な法整備
- ✓ 電磁的記録、電子署名へのブロックチェーン活用における法制度上の明確化
- ✓ STO・ICOによるトークン発行・保有等に関する会計基準整備

デジタル化に逆行する制度整備：総務省が検討中の電気通信事業法の改正①

総務省が1月14日に公表した電気通信事業法の改正方針案

① ID数1000万以上の検索サービス／SNS※¹を新たに「電気通信事業者」として電気通信事業法の規制対象に追加。

※1 「他人の通信を媒介」する事業ではないため、現在は電気通信事業法の適用除外。

② 大規模な電気通信事業者※²に対し、利用者情報の取扱いについて、社内業務規程の策定※³、情報統括管理者の選任※⁴、情報取扱方針の利用者への公表※⁵、社内でのPDCAなどを義務付ける。

※2 利用者数1,000万人以上を想定。通信キャリア、検索・SNS事業者のほか、メッセージ送信やチャット機能を持つデジタルサービス提供事業者が対象。

※3 総務大臣への届出も義務付けられる可能性あり。

※4 総務大臣の解任権限が定められる可能性あり。

※5 利用者情報を保管するサーバ設置国の公表などを想定。

③ 「電気通信事業を営む者」※⁶に対し、クッキーなどを使った利用者に関する情報の外部への送信について、利用者への通知または公表を義務付ける。

※6 これまで電気通信事業法の適用除外とされてきた、「他人の通信を媒介」しないデジタルサービス提供事業者全般を含む。

デジタル化に逆行する制度整備：総務省が検討中の電気通信事業法の改正②

電気通信事業法の改正方針案の問題点

① 総論

- デジタルビジネス／日本社会のデジタル化全体への深刻な負担・阻害のおそれが高く、**法改正**（利用者情報部分）**には強く反対**。

これまでに総務省から回答が示されていない疑問点・懸念点

- 電気通信事業法の**適用対象**となる事業が**広範**であり、**外延も不透明**
- 現行の電気通信事業の**届出制度**は、特に**懸念国への法執行**を中心として**実効性に問題あり**
- **個人情報保護法**ではなく、**電気通信事業法**において個人の**プライバシーに関するルール**を定めることは、**国際的な調和**の観点からも**問題**

- 縦割りの業法である**電気通信事業法の横串的な拡張**は、伝統的なMNO規制の考え方をデジタルビジネス全般に適用しようとするもの。**デジタル情報に関するルール**の在り方については、日本社会のDXをどのように進めるかというテーマの一部として、総務省単独ではなく国際的な調和も踏まえた**全政府的な検討が必要**。

② 年末時点から変更された主な点

- 「**全ての電気通信事業者**」に**個人情報保護法と同一の規制**（情報の安全管理や委託先の監督義務）を課す方針の**撤回**
- **情報の外部送信に関する規制**（いわゆるクッキー規制）の**内容変更**（利用者からの同意取得を義務付けるのではなく、事業者による通知・公表という方法も可能に）

③ デジタルビジネスの展開において特に懸念が残る点

- （現行電気通信事業法の規制対象である「通信の秘密に該当する情報」に加えて）「サービス契約・登録をした利用者のID等に結びついた情報で重要なもの」が新たに規制対象となるが、**広範な情報が規制対象**となるおそれ。
- （利用者数1000万を規制の閾値としており）**利用者数**の総務省への**報告義務**の導入・運用（外国事業者が国内利用者を特定できないとして義務を逃れることを含む）に懸念あり。
- 情報取扱いについて、**社内業務規程の届出が義務化**されることや、**評価実施・対策への反映が業務改善命令**の対象となることは、**デジタルビジネス全般に対する行政による過度の介入**のおそれ。

デジタル化に逆行する制度整備：総務省が検討中の電気通信事業法の改正③

電気通信事業法改正の方向性と経済安全保障

経済安全保障の観点からは、総務省の改正案は本質的な検討を欠いた「無関係」の措置

- 総務省が通常国会に提出を検討している**電気通信事業法の改正案**について、「特に大規模な電気通信事業者」※1を対象に**サーバ設置国の公表義務**を課すといった事項を含むことから、**経済安全保障のための法改正との説明**もなされていると承知。
※1 利用者数1000万人以上の電気通信事業者（SNS／検索サービス提供事業者も追加予定）を想定。
- しかしながら、本来、経済安全保障の観点からは、
 - ・ **政府が経済安全保障のために講じる措置に必要な情報の政府への届出・報告**
 - ・ 相互主義の下、**DFFTが担保できない国を対象としたサーバ／データローカライゼーション**※2の導入といった**本質的な措置**の適否を検討すべきであるが、総務省公表資料※3で確認できる限り、そのような**議論・検討は行われていない**。
※2 特定の国の事業者による日本の利用者へのサービスの提供について、日本国内でのサーバ設置／データ保管を求めること。
※3 総務省において法改正に向けた検討を行っている「電気通信事業ガバナンス検討会」（2021年5月～）の資料・議事要旨。
- 既に**改正個人情報保護法**（2022年4月施行）において、**情報移転先の外国名を本人に情報提供する義務**が定められた中で、今般の電気通信事業法改正の方向性は、あくまでも**利用者のサービス選択に資する情報の提供**を義務付けるという同種のアプローチであり、他の規定も含めた**両法の関係**などについて規制対象事業者には**混乱をもたらす一方で、情報の国外流出抑止に結びつかない**ため、**経済安全保障の観点**から実効的な措置ではなく、実質的には「無関係」の措置といえる。
- また、**日本国内で数千万ダウンロード**を達成し、10代男女に広く普及しているとされる**中国事業者のゲーム**について、法律に従った**電気通信事業の届出すらさせていない**といった**現在の総務省の状況**を踏まえると、**法執行面での実効性にも疑問**。
- 実際、総務省は**主な規制対象事業者として米国事業者**を念頭に置いており、**米国産業界から強い反発**が出ているという現在の状況からは、単に**日米同盟を棄損するだけの結果**となることを懸念。

民をエンパワーする税制改革

新経済連盟は、以下のような「民を最大限活用した社会的課題の解決」も視野に入れた税制改正を提言（2021.5.19）
→これらは、デジタル化を見据えつつ、個人・事業者による前向きな投資促進と、人材への投資を通じた公正な分配にも資する。

税制改正の項目	趣旨	具体策
オープンイノベーション税制の拡大	● 現行制度の対象となるのは、主に企業規模が比較的大きく数年後に上場を見据えているようなスタートアップであり、シードラウンドやシリーズAラウンドのスタートアップは事実上対象外	● オープンイノベーション税制にシード・アーリー期の枠を創設し、シード・アーリー期として一定の要件を満たすスタートアップに対する出資について、出資額の要件を緩和しつつ（1億円→1000万円等）、所得控除の割合を増加（25%→100%等）
租税特別措置の適用要件の見直し	● 研究開発税制等の租税特別措置については、産業構造が大きく変化する中で適用要件を見直していくことが必要	● 適用要件において、DXや人材への教育投資を促すべく、デジタル投資や教育投資の水準も加味
デジタル人材育成税制	● 企業にとってのSaaS利用は、「人の育成・人への投資」という意味合い	● デジタル人材の育成・投資を促進するために、SaaS費用について税制上の優遇措置（人材確保等促進税制への組み入れなど）
教育投資税制創設	● 米国等と比較した場合、大学と企業の人材育成方針に溝があり、社会全体で人材育成を進めるため、経済界と教育界の往来を活発化するための施策が必要	● 企業から大学への教育投資（社会人受入れ費用、PBL共同開発費用等）の税額控除とともに、人材確保等促進税制における上乗せ要件について、企業から大学への寄付講座や講師派遣に要した費用も対象に
外国人材に対する税制の見直し	● 外国人材の労働・生活環境を改善し、企業への定着、日本人職員との共生や各地域における共生を推進する必要	● 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組を行っている企業を公的に認定し、法人税の優遇措置
社会的投資減税	● SDGs推進に当たり、ソーシャルベンチャーに社会的課題解決に向けた理念に共鳴できる個人の資金を呼び込むことが重要	● エンジェル税制に社会的投資減税特別枠を創設
コロナ禍を契機とした共助のための税制	● 民間同士の助け合いの重要性の認識が向上している中で、デジタルプラットフォームは応援する側・される側を媒介	● コロナ問題解決のためのデジタルプラットフォームを提供した「クラウドファンディング」「ギフティング」事業者を認定し、その費用の一部の税額控除とともに、寄付税制の対象となる寄付先を抜本的に見直し（災害支援を行う法人、コロナ患者を受け入れる医療機関等を広く対象とするなど）

※その他を含めた個別の税制改正要望はAppendix参照

デジタル経済における競争上の課題と打ち手

課題

- ITインフラが全産業の不可欠基盤に
特に**モバイルOSは2社による寡占**
決済サービス・アプリストアも合わせ提供
※2つのOSを併用する人は極めて限定的なため**事実上1社独占**
- 結果、アプリストアの**手数料率**は**極めて高額**
(基本30%、一部15%)
最近の**公取調査**も**根本解決に至らず**
※デジタルコンテンツ等のアプリ外決済誘導は可能となるも、ゲームアプリ等は変更なし。高額な手数料も変更なし
- UI/UXの統一等を名目に**アプリの機能にも制限** (モバイル通信等他分野における競争にも悪影響)
- デジタル化進展により、**公共領域を含む産業全体により広く悪影響**が及ぶおそれ

打ち手

- **独占禁止法改正等**による**速やかな事後的是正措置**
手数料率の適切性にも切り込み
- 他分野にも悪影響が生じる場合は関係府省が連携して対応
- 重要ITインフラを合わせ提供し、**強固な寡占構造**となっていること**自体が課題**
構造的措置を取る「独占的状态」の発動も検討

※独占的状态：高度な寡占状態が形成された場合、企業分割を含む構造的措置を可能とする、独禁法上の「伝家の宝刀」

※企業分割困難でも、OS・決済サービス・アプリストアの垣根を超えた相互乗り入れ、API開放等の適切な措置

1. 基本的な考え方
2. 具体的政策要望
3. **ブロックチェーンに関する提言のポイント**

ブロックチェーンの活用促進に向けた基本的考え方

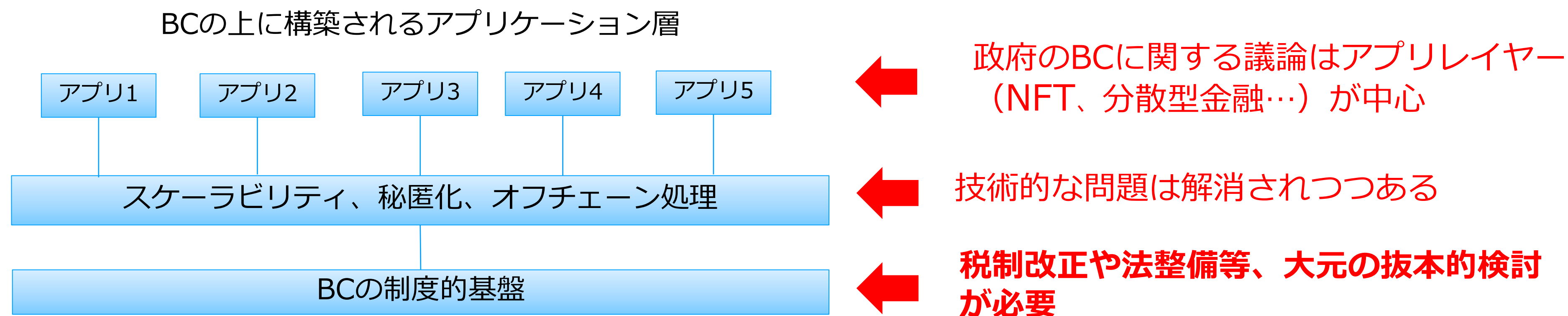
背景

- ブロックチェーン（BC）によって自律分散型の台帳管理が可能となることで、**圧倒的なコスト減と認証の大変革**がもたらされつつある
- AIや5Gが仮想インフラの価値を飛躍的に高めることと相まって、BCの実装により、**社会的なインフラを必要としてきた様々な事象がITインフラで完結する社会**が遠からず到来

基本的考え方

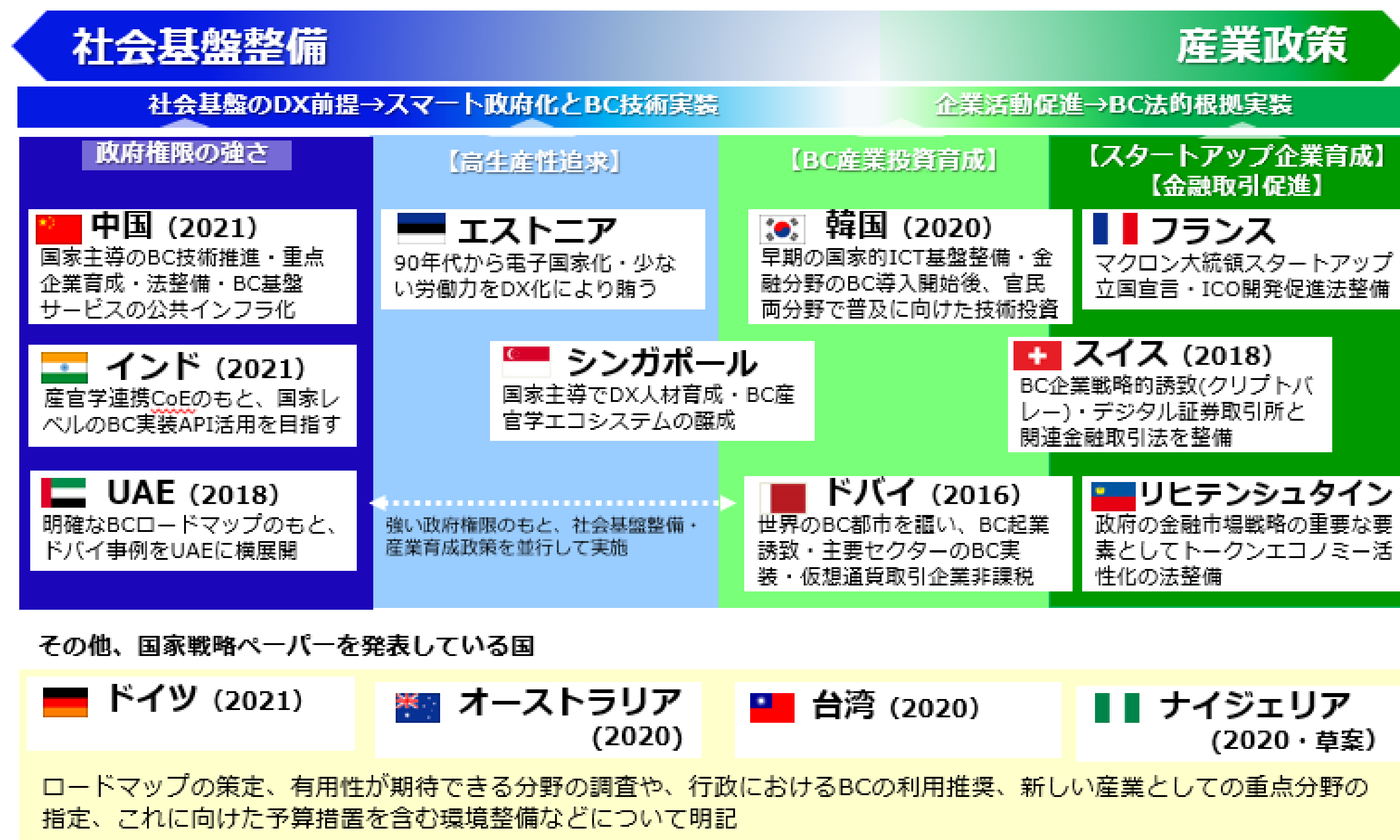
- 「デジタル田園都市国家構想」や「金融立国」の実現に向けて、BCを今後の経済成長に向けた重要な技術として活用するためには、諸外国政府をリードする形で**日本においても早急にBC国家戦略の策定**を検討いただくとともに、**大元の部分での「税制改正」と「デジタルフレンドリーな法整備」**を要望

【BCのレイヤーと検討の方向性】



ブロックチェーン国家戦略の策定

- 各国政府において、BCを導入する明確な目的意識のもと、**産業政策としてのスタートアップ企業の育成や金融取引の促進、社会基盤のDXを前提としたスマート政府化の動きが加速**
- 日本政府も、**BCに対するビジョンやスタンスを国家戦略として打ち出し、産業育成と経済活性化の観点から、政策的な仕組みを早急に整備すべき**



当連盟作成。中国・韓国など()内より前に前身のBC戦略を表明している場合もある。

法人に対する税制上の課題（未実現利益への課税）

- 現在、世界ではパブリックBCにアプリやDID（分散型ID）、DeFi（分散型金融）、NFT等をのせるのが主流
- 相互運用性やスケーラビリティ等の技術上の問題は解消されつつある。自律分散型技術の成熟により、パブリックBCが社会の構成要素となる日も近いと見られている

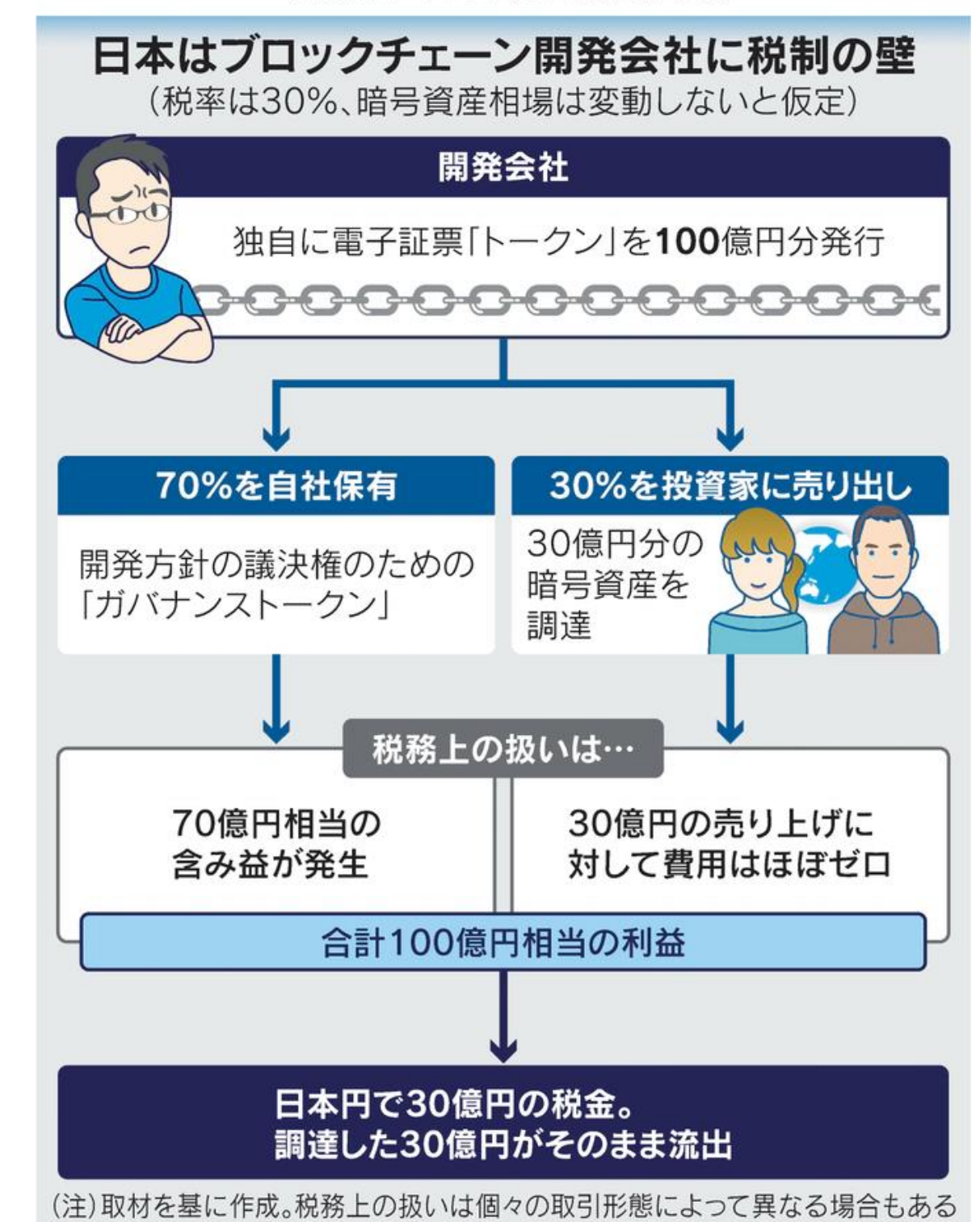
例：シンガポール政府はイーサリアムのパブリックBCをコロナ陰性証明書のシステムに活用

- こうしたなか、**未実現利益に課税される暗号資産の法人税制や、BC関連の法制度のグレーゾーンの多さから、有望なスタートアップが（いわゆるタックスヘイブンではなく）海外に転出する事態が相次いでいる**

例：あるスタートアップは、ガバナンストークンの発行によって、日本では未実現利益に対して推定450億円の法人税負担が生じることが判明。対してシンガポールでは、長期保有資産扱いでゼロとなることから、致し方なく海外に移転（ガバナンストークンについては、右図参照）

- **法人に対する暗号資産税制について、事業者がトークンを自社発行する場合（＝投機目的がない）は未実現利益について課税対象から除く等、一刻も早い改正を要望**

- ◆ 日本の税制がBCスタートアップの国際競争力の足かせになっている問題は、日経新聞でも特集
- ◆ 新経連の提言にも言及あり



出典：2021年11月7日付 日経新聞

酷税に失望、デジタル頭脳去る
暗号資産で「戦えない」

個人に対する税制上の課題

- 2019年5月の改正法成立（資金決済法および金商法）により、「暗号資産」として金融資産としての位置づけが付されたこと等を踏まえ、税の公平性や制度内の整合性の観点から、**税法上も譲渡所得として扱うべき**（現行は雑所得）
- アメリカをはじめ、**海外ではキャピタルゲイン課税が主流**。海外競争力の確保の観点から、早急に税制上の乖離を解消するべき。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税上の位置づけ	金融資産 支払手段	資産という以上の区分なし（通貨ではない）	のれん以外の無形資産	無形資産	のれん以外の無形資産
個人の所得税	・原則雑所得 ・事業と認められる場合は事業所得 ・最大45%（住民税込みで 55%）で総合課税 ・申告分離ではない ・年末調整済み給与所得者で、該当所得 20 万円以下なら確定申告不要	・キャピタルゲイン課税 ・1年以上保有した場合、long-time capital gain”として最大20%までの税率で課税 ・1年未満の保有の場合は通常の累進課税	・所有を觀念でき、認識可能な価値を有する限りキャピタルゲイン課税 ・納税者がhigher or additional rate taxpayerの場合は、その他課税資産の譲渡として20%の固定税率	・一般原則に従って課税 ・仮想通貨を 1年以上保有している場合は原則非課税	・個人投資家による仮想通貨のキャピタルゲイン（仮想通貨相互の交換は含まれない）は、30%の固定税率で課税 ・年間の利益が 305 ユーロを超えない限りは非課税 ・但し、機関投資家やマイニング事業者は、最高税率を60%とする累進税率による所得税の対象

法制備に向けた論点の例①：有価証券のデジタル化

- 紙面の有価証券のデジタル化について、現在は個別法の改正で対応している状況※
- 将来的には、**書面を前提とした有価証券の規律をデジタルな有価証券にも適用するための要件を整理し、当該要件を満たす有価証券については、書面発行の場合と同等の効果があるものと規律できないか、検討を開始してはどうか**

※

- ・ STOについては、次項参照
- ・ 金商法のみならず商法上の有価証券（船荷証券、倉荷証券など）についても、デジタル化のための要件を整備すべき。なお、船荷証券の電子化は、法務省にて研究会開催中（2021年4月～）。2022年3月以降に法制審議会へ諮問見通し。

【参考例①】

UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）による「電子的転送可能記録のためのモデル法」2017.7

- 技術中立性の観点から、クライアントサーバーモデルのみならず、BCなど分散型モデルも可能と明言

【参考例②】

各国主要中央銀行グループによる報告書：右記参照
「中央銀行デジタル通貨：基本的な原則と特性」2020.10

- 公共政策上の目的を支えるCBDCの基本的特性について、機能面とシステム面、制度面から明示
- 設計面での技術上の選択肢とトレードオフについても各国の状況によって決定し、今後も協調して検討とした

「中央銀行デジタル通貨：基本的な原則と特性」より

システム面の特性

⇒ 安全性、即時性、強靱性、利用可能性、処理性能、拡張性、相互運用性、柔軟性および適応性（について各々言及）

ガバナンス

⇒ システムは、運営者、参加者、その他のサービス提供者や利害関係者の役割や責任を規定する規則のほか、ガバナンス上の仕組みも検討する必要

例）システムの要素の変更にかかる中央銀行の裁量の明確化、データの共有やプライバシーの保護がどのように構築されるか、相互運用性に関する仕組みの設定

プライバシーの保護と規制遵守

⇒ 情報の秘匿と開示の求めに遵守できるように構築。暗号技術に運用面・制度面の仕組みを組み合わせることで、これらを両立し、プライバシーが十分に保護されているという満足度をユーザーに与えるかもしれない。



法整備に向けた論点の例②：STOに対応したデジタル対応

STOの実施にあたり、現行法上ボトルネックとなりうる以下の論点に対して、徹底的にデジタル対応を行うべき

プライマリー	要望①：少人数私募の要件緩和	関係法令：金商法（※1）
	- 取得勧誘時の声かけの人数が49名以下である必要 - ウェブやアプリを通じた声かけは容易に50人超となり、事実上適用困難（開示規制が重い公募になる） - 人数算定方法については緩和される見通し（取得勧誘対象者数の通算期間の短縮※2）だが、将来的には取得者ベースの要件に改正すべき	
セカンダリー	要望②：第三者対抗要件の特例措置の恒久化	民法
	- 産業競争力強化法改正による特例措置（2021年8月施行、※3） - 但し、BCによる電子的な帳簿記録を直接「確定日付ある証書」と位置付けるものではなく、認定事業者のシステムが前提 - 積極的な認定を行うとともに、これに基づく将来的な法制化（一般化）を要望	
セカンダリー	要望③ 券面不発行の徹底整備	資産流動化法、投信法など
	- 振替機関で扱われない特定目的会社(※4)の優先出資証券等のトークン化の場合、第三者対抗要件の具備に券面発行が必要 いまだ券面発行が要請される法制度について、社債等と同様に不発行を認めるべき（※5）	

※ 1：1項有価証券（電子記録移転権利）の私募 ※ 2：2021年6月金融審議会「市場制度WG」第2次報告を受けた見直し
※ 3：民法上、債権譲渡の債務者への通知等は「確定日付のある証書」（内容証明郵便等）でなければ第三者対抗要件を満たさないとされてきたが、債権の譲渡の通知等が認定を受けた事業者によって提供される情報システムを利用してされた場合には、当該システム経由での通知等を確定日付のある証書による通知等とみなす制度。詳細は主務省令で規定。
※ 4：いわゆるTMKスキーム。不動産保有者（売主）が資産（保有不動産）を、投資家資金を用いて売却することで資金調達する仕組み。
※ 5：上場されているJ-REITやETFは、券面不発行で第三者対抗要件を具備可能（社債等振替法）。

Appendix

(参考) オープンイノベーション税制の拡大

趣旨

- 現行の制度では、CVC等がスタートアップ企業の株式を1億円以上取得する場合、取得価額の25%を所得控除
- 本制度の対象となるのは、主に企業規模が比較的大きく数年後に上場を見据えているようなスタートアップ。こうした**スタートアップがオープンイノベーションを進める**という意味では現行の制度には意義
- 一方、事業の初期段階である**シードラウンドやシリーズAラウンドのスタートアップの母数は十分とはいえず**、しかも**現在の制度では事実上対象外**

具体策

- **オープンイノベーション税制にシード・アーリー期の枠を創設**
- 具体的には、シード・アーリー期として一定の要件を満たすスタートアップに対する出資について、**出資額の要件を緩和しつつ（1000万円等）、所得控除の割合を増加（25%→100%等）**

(参考) スタートアップ向けインセンティブ報酬の拡充

趣旨

- スtockオプションによる役職員の企業価値向上のインセンティブ機能を維持するため、スタートアップの投資環境等の情勢の変化に応じて、税制適格要件も柔軟に見直すべき
- 特に昨今、上場後は先行投資がしにくい等の理由から、成功するスタートアップは大型化した後に上場する傾向（SanSan、米国Airbnb等）
- 一方、税制適格のストックオプションの行使期間が10年に限定されており実態と不整合

具体策

- 税制適格ストックオプションの**行使期間を延長（例：10年→15年）**
- 最終的にはストックオプション税制について、①行使時の課税を繰り延べ、②譲渡時点で行使価格との差額を譲渡所得として申告分離課税の対象とする、など**ゼロベースでの見直しも必要**

(参考) 研究開発税制の見直し(1)

趣旨

- **積極投資により赤字になる企業においても、研究開発の社会的必要性**は黒字企業と変わらないが、一方で研究開発税制の適用を受けられず
- また、研究開発税制やソフトウェア会計・税制はハード中心のモノづくりを前提としており、**デジタル時代に対応しきれておらず抜本的な見直し**が必要

具体策

① 繰越控除制度の創設

- 控除限度超過額の5年間繰り越しを認める
※前年分の控除限度超過額を繰越控除できる制度が過去存在（2015年廃止）

② 「専ら」要件の撤廃

- 中小企業・ベンチャーは1人の従業員が複数職務を兼務。**試験研究の業務に従事した時間を区分計上**することを前提に「専ら」要件を撤廃
- 「情報解析専門家」も「専ら」要件が付されているため、この要件も撤廃

③ 自社利用ソフトウェアの損金処理範囲の拡大

- 将来の収益獲得または費用削減が不明確であれば損金算入

④ 自社利用ソフトウェア、市場販売用ソフトウェアの区分の見直し

- クラウドは自社利用、パッケージは市場販売、という整理自体が不自然であり、税制の混乱の根本原因

(参考) 研究開発税制の見直し (2)

具体策

⑤ 給付付き研究開発税制

- 創業後一定年数以内のスタートアップについて、**赤字決算の場合、試験研究費の控除割合（2～14%）分の給付を可能に**

赤字ベンチャー（新たに追加）	黒字ベンチャー（現行制度）
試験研究費の一定割合（2～14%）を 給付	試験研究費の一定割合（2～14%）を控除（法人税額の最大50%上限）

⑥ 企業における保守的な税務実務の改革

- 税務処理の妥当性について積極的に当局と協議する米国等と比較し、日本企業は否認されることを恐れて試験研究費の計上が保守的と言われており、こうした慣行を変える仕組みを検討すべき

※米国では、税専門家の助言に依拠した場合など合理的な理由がある場合はペナルティが免除される制度や、弁護士、会計士、税理士等の専門家とのコミュニケーションは税務調査等において開示する必要がないとする「Advisor's Privilege」の制度があり、類似の制度の導入など

(参考) 租税特別措置の適用要件の見直し

趣旨

- 研究開発税制等の租税特別措置については、大企業向けに一定の適用要件が課せられているが、産業構造が大きく変化する中で見直していくことが必要
- 具体的には、DXや人材への教育投資を促すべく、適用要件でこれらを加味

具体策

- 租税特別措置の適用要件において、**デジタル投資や教育投資の水準も加味**
- 設備投資要件については、**産業構造の変化の中でSaaS化が進展していること等の事情に鑑みた必要な見直し**

(参考) デジタル人材育成税制

趣旨

- オンライン化の進展でリモートワークなどが進み、人材育成のあり方も変化。特にバックオフィス業務やコミュニケーションツールとしてのSaaS (= Software as a Service) は、デジタル化を志向する企業にとって必須
- 企業にとってのSaaS利用は、社員のコミュニケーションや職務環境の改善を通じて、**一人ひとりの能力を直接的・間接的に向上させるという「人の育成・人への投資」**という意味合い（それゆえ、利用者数に応じた従量課金の形態をとることが多い）
- **現行のIT補助金やD X促進税制**は、人に着目した制度設計というよりは、**初期の設備投資を念頭に置いた制度設計**になっているため、**人材育成を促すための税制の構築が必要不可欠**

具体策

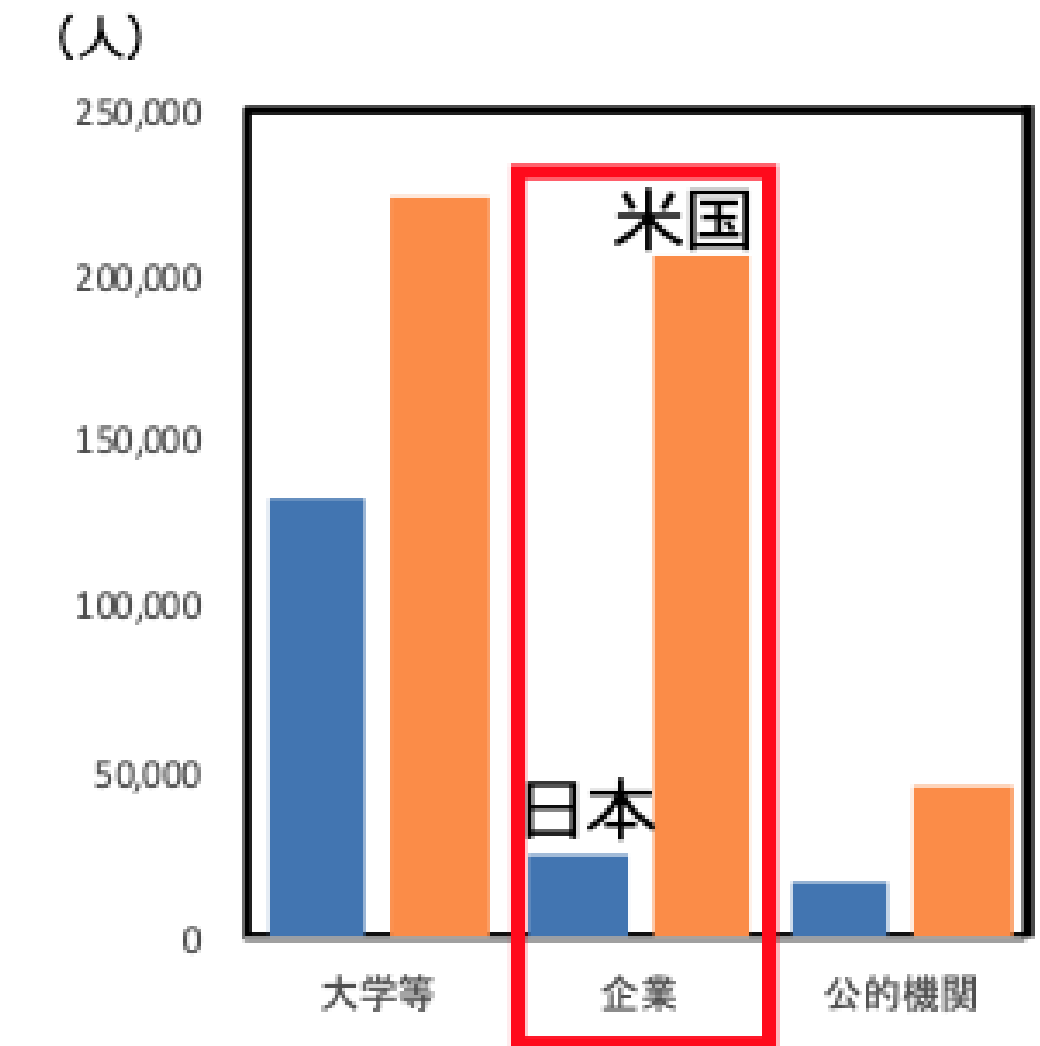
- デジタル人材の育成・投資を促進するために、**SaaS費用について税制上の優遇措置**（人材確保等促進税制への組み入れなど）

(参考) 教育投資税制創設

趣旨

- 米国等と比較した場合、日本の企業が博士号取得者を採用し辛いことに象徴されるように、**大学と企業の人材育成方針に溝**
- 社会全体で人材育成を進めるため、**経済界と教育界の往来を活発化するための施策**が必要

日米の博士号勤務先比較



(出典)文部科学省科学技術・学術政策研究所
「科学技術指標2019」を基に新経済連盟が作成

具体策

- リカレント教育等の活性化のために、**企業から大学への教育投資**（学び直しをする社会人の受入れ費用やPBL共同開発費用等）**を税額控除**（赤字繰延特例も含め）
- **人材確保等促進税制における上乗せ要件**について、**企業から大学への寄付講座や講師派遣に要した費用も対象に**（現行は自社社員の教育訓練費が対象）

(参考) AI 税制創設

趣旨

- 世界で急成長しているAIベンチャーを日本でも振興
- わが国でもより大きな枠組みでAI産業のエコシステムを形成

具体策

- AIラボ税制の創設 (**AI研究所などを設立した場合、試験研究費の税額控除率を拡大** (通常 14% → 50% 等))
- ベンチャーや中小企業において、修士号又は博士号を取得した**AI人材の給与(一定期間)の全額を税額控除** (赤字繰延特例も含め)
- ベンチャーや中小企業において、**外国の若手人材をAI人材として教育するために来日**させる場合 (高度人材を除く)、その給与 (一定期間) の全額を税額控除、または日本での生活支援

(参考) 暗号資産関連税制創設

趣旨

- 新たな技術であるブロックチェーンの市場を拡大しイノベーションを後押しする観点から、税制が暗号資産投資の阻害要因とならないようにする必要
- デリバティブ取引について暗号資産が税制上不利になっており、税の公平性の観点から問題
- 暗号資産に係る納税申告の負担が過大であるため、適切な申告が阻害され税収が確保されなくなる懸念

具体策

- 暗号資産のデリバティブ取引を**申告分離課税**とし、**損益通算・損失の繰越控除**を可能に
- 暗号資産の現物取引についても同様の取扱いに
- 暗号資産の取引に係る所得を**譲渡所得**に
- 暗号資産間の交換を非課税化

(参考) 外国人材に対する税制の見直し

趣旨

- 外国人材の労働環境・生活環境を改善し**企業への定着**、各企業内における**日本人職員との共生や各地域における共生**を推進する必要
- コロナ問題の影響で外国人材の来日が滞る中、より一層在留外国人材のための環境整備が重要
- 外国人（および日本人）の共生のため支出した費用負担を軽減し、共生の取組みを支援

具体策

- 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組み（以下のような取組み）を行っている**企業を公的に認定し法人税の優遇措置**
 - 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
 - 外国人への日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
 - 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施
 - ※ 地方の企業に対し優遇措置を深掘りすることで、地方への外国人材誘導も可能
- **個人**が自ら外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（言語習得費用等）について、**所得税の特定支出控除の対象に**

(参考) 税制プロセスのデジタル化

趣旨

- 税制プロセスをデジタル化し、事務コストを低減していくべき
- 2023年に導入されるインボイス制度はコロナ禍で打撃を受けている中小企業にコスト増加を強いるおそれ

具体策

- 電子帳簿保存法の**さらなる要件緩和**を実施（スキャン画像の解像度、階調、大きさ情報の保存義務の撤廃）
- インボイス制度について、**制度の周知徹底、中小企業の事務負担への配慮**等、混乱を招かないような対応を推進
- 事務負担については、以下の措置を実施
 - クレジットカード・電子マネーの電子明細を用いてインボイスを代替
 - 電子明細をインボイス相当とみなすため、登録事業者番号をデータ保存先のクラウドサービス等に紐付け、混合税率の取引を一律10%の保守的な判定により納付

(参考) 医療・物流・通信システム革新税制創設

趣旨

- コロナ問題による社会構造の変革に対して迅速な設備投資が必要な分野（医療、物流、通信等）については、**ソフトウェア含め革新的なシステムの導入を促すためにも従来の税制を超える促進策**が急務
- デジタル投資に対して**取得価額以上の減価償却を認める**イタリアの**ハイパー償却税制**を我が国でも導入
 - イタリアのハイパー償却税制ではインダストリー4.0関連投資は以下の割合で償却可能
 - ・ 2.5百万ユーロまでの投資 : **170%**
 - ・ 2.5百万～10百万ユーロまでの投資 : 100%
 - ・ 10百万～20百万ユーロまでの投資 : 50%
- さらに、国民視点のP H Rの実現や医療分野のD Xを通じた医療サービスの新たな付加価値創出と医療機関の信頼性向上に向けた打ち手が必要

具体策

- オンライン診療等の医療システム、物流の基幹システム、通信分野の革新的システム等への投資について、**取得価額の200%分の減価償却**
- 医療情報システムベンダであって医療機関の指示ある場合に無償でのAPI開放などの**積極的な情報開示をする者向けのインセンティブ措置を創設**

(参考) 社会的投資減税

趣旨

- SDG s 推進にあたって、「**金融の回路を見直す**」ためのグローバルな潮流
 - 日本でも、機関投資家によるESGの投資基準への組み入れ、企業のESG情報開示の充実など、**上場企業においてはESG投資はメインストリーム**に
- 一方、SDG s 推進にあたっては、革新的な技術などで社会課題に挑戦する**ソーシャルベンチャーの育成やそれを取り巻く市場の整備**も重要
- この点、ソーシャルベンチャーに**社会的課題解決に向けた理念に共鳴できる個人の資金**を呼び込むことが重要
 - **イギリスの社会的投資減税**は、認証を受けた法人等に対する個人投資を税制優遇
 - 日本でも、地方自治体等による認証を受けた地域企業への資金供給を促す「地方創生SDG s 金融」の取り組みがあるが、資金供給の主体として想定されているのは地域金融機関であり、税制優遇などのインセンティブ存在せず

具体策

- **エンジェル税制に社会的投資減税特別枠**を創設
 - Community Interest companyやB corp認証のように、**定款への記載や定期的な情報開示、など一定の要件を満たしたベンチャー企業**への個人投資について、**優遇措置を拡充**（優遇措置Aの控除上限の緩和や優遇措置Bも所得控除にする等）

(参考) コロナ禍を契機とした共助のための税制

趣旨

- コロナ禍や度重なる災害を受け、民間同士の助け合いの重要性の認識向上
- 応援する側とされる側を媒介するデジタルプラットフォームに着目し、より多くの人の力によってコロナ問題を乗り越える必要
- また、災害救援やコロナ患者受入の医療機関への支援等、時々において必要な民間の金銭的支援を促す税制とすることが必要

具体策

- **「応援税制」の創設**
 - コロナ問題解決のためのデジタルプラットフォームを提供した **「クラウドファンディング※」「ギフティング」事業者を認定し、その費用の一部を税額控除**（赤字繰延特例を含め）
※寄付型、購入型クラウドファンディングを念頭
 - 上記スキームを活用して応援に参加した **個人や事業者も税制優遇**
- また、寄附税制の対象となる寄付先について、公益法人等だけでなく災害支援を行う法人、コロナ患者を受け入れる医療機関等を広く対象とする等、抜本的に見直し



新經濟連盟

Japan Association of New Economy